

公益社団法人自動車技術会 役員選任規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会組織運営規則（以下、「組織運営規則」という。）

第7条選任の規定に基づき、役員を選任方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事)

第2条 理事は、定款第21条に基づき、総会の議決によって選任する。

(理事候補者の推薦)

第3条 代議員は、理事候補者を推薦することができる。

2 前項による推薦の方法は、処理基準に定める。

(監事)

第4条 監事は、定款第21条に基づき、総会の議決によって選任する。

2 監事は、公益社団法人自動車技術会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(監事候補者の推薦)

第5条 代議員は、監事候補者を推薦することができる。

2 前項による推薦の方法は、処理基準に定める。

(会長)

第6条 会長は、定款第21条に基づき、理事会の議決によって理事の中から選任する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長の指名により、理事会の議決によって理事の中から選任する。

2 会長が民間企業に所属する場合は、副会長のうち少なくとも1名は教育機関に所属する理事の中から指名するものとする。

3 会長が教育機関に所属する場合は、副会長のうち少なくとも1名は民間企業に所属する理事の中から指名するものとする。

(会務担当理事)

第8条 会務担当理事は、会長の指名により、理事会の議決によって理事の中から選任する。

(常務理事)

第9条 常務理事は、会長の指名により、理事会の議決によって理事の中から選任する。

2 常務理事は、理事に就任した日に満64歳以下でなければならない。

3 前項の定めは、再任の場合も同様とする。

(任期)

第10条 役員任期は、定款第24条の定めにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

(就任承諾書)

第11条 役員は、選任後、処理基準に定める就任承諾書等を提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、公益社団法人自動車技術会から提出要請のある書類等を提出しなければならない。

(退任届)

第12条 役員が、疾病等により任期途中で退任する場合は、処理基準に定める退任届を提出しなければならない。

(処理基準)

第13条 この規則の運用に必要な細則に付いては、運営企画会議において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第 14 条 この規則の改廃については、運営企画会議において審議し、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。（2011 年 4 月 1 日登記）